改正育児・介護休業法等に関する

11、12 月分

個別相談会のご案内

改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法が平成29年1月1日に施行されます。 育児・介護休業等規定の整備や新たに義務とされた、いわゆるマタハラ防止措置を適切に講じてい ただくため、個別にご相談に応じます。

◆ 日時

平成28年10月から週2回程度(下記参加申込書のとおり) ※1月以降は、東京労働局ホームページにて随時ご案内いたします。

◆ 会場

東京労働局共用会議室(千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎11階) 東京メトロ東西線/半蔵門線、都営新宿線 九段下駅(6番出口) 徒歩5分 ※駐車場はご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用ください。

◆ お申込み

事前に、下記申込票をFAXにて送付してください。 日時を調整の上、こちらからご連絡いたします。

- ★個別相談会では、以下の<u>①②</u>についてご相談をお受けします。<u>必ず、希望されるご相談内容の番号に〇を</u>付けてお申し込みください。
 - ①育児・介護休業等に関する規定整備方法に関すること
 - ②いわゆるマタハラ防止措置に関すること

※改正法の内容そのものに関するご相談は、できる限り電話でのお問い合わせをお願いいたします。

★「無期転換ルール」(※) **に関する相談コーナー**も設置します

当日「無期転換ルール」に関する相談を希望される場合、下記申込書の③に〇を付けてください。 (受付時間:10時~16時) 予約がなくとも、①②の相談後にお立ち寄りいただくことも可能です。また、 相談会開催日以外も、随時14階指導課でも相談を受け付けています。

(※)パートタイム労働者等、有期契約の方を期間の定めのない契約に転換する法制度。

【お問い合わせ先】東京労働局雇用環境・均等部 指導課

①②両立担当、③労働契約法担当(電話番号は、いずれも03-3512-1611)

~ 参 加 申 込 書 (11、12月分)~

申込みFAX番号 03-3512-1555

企業名								ご相談内 (容		Oā)をつけてください (複数可)		
ご出席者職氏名								ご連絡先 (TEL)					
ご望日(希で載さい)希の時三ま記だ)		11月									12月		
		8(火)	9(zk)	15(火)	17(木)	25(金)	28	3(月)	29()	火	12(月)	20(火)	22(木)
	9:30~10:30			×									
	10:45~11:45			×									
	13:00~14:00					×							
	14:15~15:15					×							
	15:30~16:30					×			×				